

村上市と（学）国際総合学園 新潟デザイン専門学校と絵本作成に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と（学）国際総合学園 新潟デザイン専門学校（以下「乙」という。）は、次のとおり絵本作成に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協働することにより、絵本を作成することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について、業務に支障のない範囲で連携、協力して取り組むものとする。

- （1） 令和4年8月3日からの大雨による災害時の小岩内集落での状況の絵本化について
- （2） その他、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な実施方法は、甲乙協議の上その内容を定めるものとする。

（費用の負担）

第3条 甲又は乙が前条の規定に基づく取組を行うために要した費用については、必要に応じ、甲乙協議して負担する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、絵本の納品までとする。

（定めのない事項）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年1月31日

甲 新潟県村上市三之町1番1号
村上市
村上市長

高橋 邦芳

乙 新潟県新潟市中央区長潟2-1-4
(学) 国際総合学園 新潟デザイン専門学校
学校長

加藤 一人